

(証券コード5273)

2020年6月3日

株 主 各 位

福井市豊島1丁目3番1号
(東京本社：東京都台東区柳橋2丁目19番6号)

三谷セキサン株式会社

代表取締役社長 三 谷 進 治

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福井市中央1丁目2番1号 ハピリン 3階ハピリンホール
(昨年と会場が異なりますのでご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

4. 修正事項の通知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.m-sekisan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜株主の皆様へのお願い＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ご来場の株主様はマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境は底堅く推移したものの、設備投資や輸出が弱含み、企業収益に減速傾向が見られました。また、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の不確実性により、先行き不透明な状況が続いております。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は750億94百万円（前期比5.7%増）、営業利益は、85億3百万円（同4.7%増）、経常利益は88億13百万円（同4.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億14百万円（同1.9%増）となりました。

【事業別の概況】

事業別の概況は、次のとおりであります。

a コンクリート二次製品関連事業

コンクリート二次製品関連事業につきましては、主力のコンクリートパイル業界において、官公需要、民間需要ともに減少する厳しい経営環境でございました。その厳しい環境の中で、昨年より販売開始いたしました、業界初である既成コンクリート杭とパイルキャップとの接合方式の杭頭接合構法「三谷セキサン杭頭接合構法（Lev-Pile構法）」の拡販を行い、販売強化に努めました。その結果、当部門の売上高は609億64百万円（前期比4.4%増）となり、営業利益は、74億43百万円（同8.9%増）となりました。

b 情報関連事業

情報関連事業につきましては、売上高は83億78百万円（前期比16.8%増）となり、営業利益は5億87百万円（同14.1%増）となりました。

c その他事業

その他事業につきましては、売上高は57億50百万円（前期比4.3%増）となり、営業利益は11億16百万円（同17.1%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の主なものは、コンクリートパイル用製造設備及び工事用部材の購入等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第84期	第85期	第86期	第87期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高 (百万円)	65,163	67,363	71,056	75,094
経常利益 (百万円)	5,290	7,113	8,457	8,813
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,415	4,723	5,510	5,614
1株当たり当期純利益 (円)	167.53	232.68	276.19	289.15
総資産 (百万円)	72,026	80,646	86,573	91,743
純資産 (百万円)	47,143	53,288	58,940	61,529
1株当たり純資産 (円)	2,228.95	2,554.18	2,885.00	3,109.43

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、中長期的に見ても厳しい状況が続くことが予想されます。こうした中、当社グループは顧客ニーズに対応した新製品・新技術の開発を積極的に進め、技術力と営業力の向上により一層努めてまいります。また、キャッシュ・フロー経営を重視し、財務体質の強化を行い、事業経営全般の効率化に全力をあげて取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

区 分	主要製品	主要な会社
コンクリート二次製品関連事業	コンクリートパイル、ポール、コンクリートブロック、砂利製品、消波ブロック型枠賃貸	当社、滋賀三谷セキサン(株)、三谷エンジニアリング(株)、セキサンピーシー(株)、(株)福井リサイクルセンター（会社数計16社）
情 報 関 連 事 業	情報システムの構築、ハード・ソフトウェアの販売	福井システムズ(株)、ゲイトウェイ・コンピュータ(株)（会社数 計 2 社）
そ の 他 事 業	環境衛生、施設管理、ホテル事業、技術提供収入、不動産賃貸、太陽光発電収入	当社、(株)浦和スプリングレーンズ、(株)トスマク・アイ、滋賀三谷セキサン(株)、進菱三谷セキサン(株)（会社数 計 8 社）

(注) 1. 滋賀三谷セキサン(株)は2020年4月1日付けで滋賀セキサン(株)に商号変更致しました。
2. 進菱三谷セキサン(株)は2020年4月1日付けで北九州セキサン(株)に商号変更致しました。

(7) 主要な営業所及び工場

当 社 本 社	福井本社（本店）、東京本社	
当 社 営 業 拠 点	東京、大阪、北陸、名古屋、広島、高松、福岡、仙台、札幌	
当 社 生 産 拠 点	金津工場（あわら市）、寺前工場（福井市）	
子 会 社 生 産 拠 点	パイル・ポール工場	三谷エンジニアリング(株)（茨城県） 滋賀三谷セキサン(株)（滋賀県）
	再 生 骨 材 工 場	(株)福井リサイクルセンター（福井県）
	ブ ロ ッ ク 工 場	セキサンピーシー(株)（福井県）
基礎工事関連事業	三谷エンジニアリング(株)（福井県）	
ホ テ ル 事 業	ホテルゲストワン上野駅前（東京都）プラザホテル浦和（埼玉県）	
環 境 衛 生 事 業	(株)トスマク・アイ（石川県）	
情 報 関 連 事 業	福井システムズ(株)（福井県） ゲイトウェイ・コンピュータ(株)（東京都）	
賃貸オフィスビル	大宮三谷ビル(埼玉県)	

(注) 1. 滋賀三谷セキサン(株)は2020年4月1日付けで滋賀セキサン(株)に商号変更致しました。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,054名	12名増

(9) 主要な借入先及び借入額

特記すべき事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議 決権比率 %	主要な事業内容
三谷エンジニアリング(株)	50	100	コンクリートパイル・ポールの製造・現場打ちコンクリート杭工事施工
滋賀三谷セキサン(株)	60	55	コンクリートパイル・ポールの製造
セキサンピーシー(株)	76	85	環境製品（コンクリートブロック）の製造販売
(株)福井リサイクルセンター	10	65	再生骨材の製造販売
(株)浦和スプリングレーンズ	90	100	ホテル・ボウリング場の経営
(株)トスマク・アイ	80	100	廃棄物の収集運搬
福井システムズ(株)	50	84	コンピュータシステム・ネットワーク構築
ゲイトウェイ・コンピュータ(株)	47	96	コンピュータシステム・ネットワーク構築

(注) 1. 滋賀三谷セキサン(株)は2020年4月1日付けで滋賀セキサン(株)に商号変更致しました。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 40,000,000株
 ②発行済株式の総数 24,986,599株
 ③当事業年度末の株主数 2,914名
 ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
一般財団法人三谷市民文化振興財団	2,189 ^{千株}	11.41 [%]
三谷商事株式会社	1,826	9.52
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,464	7.63
一般財団法人三谷進一育英会	1,425	7.43
三菱マテリアル株式会社	1,004	5.23
住友大阪セメント株式会社	999	5.21
三谷宏治	749	3.90
三谷滋子	749	3.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	433	2.26
三谷総業株式会社	376	1.96

- (注) 1. 当社は、自己株式5,796,764株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 谷 進 治	全般	
専 務 取 締 役	田 中 昌 郁	パイル・ポール事業本部、技術本部	
取締役相談役	三 谷 聡		三谷商事(株)代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 崇 嗣		(株)駒屋代表取締役社長
取 締 役	山 口 浩 二		(株)山口伊三郎家具代表取締役社長
取 締 役	阿 部 亨	管理本部、砂利事業本部、水工資材事業本部	
常 勤 監 査 役	石 田 幸 康		
監 査 役	田 中 和 夫		
監 査 役	杉 原 英 樹		杉原・きっかわ法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役 山口浩二氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 山口浩二氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役 石田幸康氏、監査役 杉原英樹氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 杉原英樹氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役 杉原英樹氏は弁護士及び公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 三谷聡氏、渡辺崇嗣氏及び山口浩二氏並びに監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 経営執行役

地 位	氏 名	担 当
※社長経営執行役	三 谷 進 治	
※専務経営執行役	田 中 昌 郁	パイル・ポール事業本部、技術本部
常務経営執行役	西 畠 正 泰	パイル・ポール事業本部関東支社
※経 営 執 行 役	阿 部 亨	管理本部、砂利事業本部、水工資材事業本部
経 営 執 行 役	加 藤 洋 一	技術本部技術部
経 営 執 行 役	木 谷 好 伸	施工本部
経 営 執 行 役	近 藤 康	パイル・ポール事業本部関西支社兼北陸支社
経 営 執 行 役	大 森 保 明	セキサンピーシー(株)、(株)シンコー
経 営 執 行 役	佐 藤 弘	パイル・ポール事業本部ポール部

- (注) 1. 当社は業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため執行役員制度を導入しており、執行役員を経営執行役と呼称しております。
2. ※は取締役兼任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は6名に対し194百万円、監査役の報酬等の総額は3名に対し17百万円であります。なお、報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

山口浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社山口伊三郎家具と当社とは取引関係がありますが、当該取引は僅少(同社からの購入額は20万円以下)であります。

杉原英樹氏につきましては、重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

社外取締役 山口浩二氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、適切な助言、提言等の発言を行っております。

社外監査役 石田幸康氏は、当事業年度開催の取締役会12回並びに監査役会11回の全てに出席し、監査役として専門的見地から主にリスク管理やコンプライアンスについて発言を行っております。

社外監査役 杉原英樹氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回並びに監査役会11回の全てに出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

③社外役員の報酬等の総額

当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額は3名に対し18百万円であります。なお、報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの体制について、次のように定めております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図ると共に相互に業務執行を監督し、法令定款違反を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなど強化されたガバナンス体制をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、文書管理規程、機密文書類取扱細則を定めて対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置すると共に、情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、2000年6月より、執行役員制度を導入した。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、2001年6月の株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を1年と定めた。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程を定める。

(2) 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

- (5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、その意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うと共に、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループ会社に関する管理は、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて書類等の提出を求める。
- 当社は、子会社が経営計画、営業成績及びその他重要な情報について当社に報告するため、当社代表取締役が主催する年4回の定例会議を開催する。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は子会社に対する管理を明確にし、関係会社の指導、育成を促進して、企業集団としての経営向上に資するため、「関係会社管理規程」を制定し、効率的経営を行う。
- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人と緊密な連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門のみならず、関係部門並びに代表取締役及び監査役へ報告する。
- ⑩ 監査役を職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求める場合には、監査役業務補助のための監査スタッフを置く。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性及び実効性を確保するものとする。

- ⑪取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

- ⑫子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの役員及び使用人は当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは遅滞なく当社監査役に報告するものとする。また監査役は当社及び子会社の稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

- ⑬報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

- ⑭監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

- ⑮反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応することとし、社内会議、研修等を通じ周知徹底を図っていく。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察、弁護士とも連携をとりながら、担当役員のもと組織的に対応し、不当要求には決して応じない。

- ⑯財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、関連規程等の整備とともに社内体制の充実を図り、その社内体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

「倫理規程」を社内イントラネットに掲示し、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした通報または相談のためのホットライン（社内外）を設置しており、調査及び適切な措置の実行に備えております。

②リスク管理に関する取組み

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を構築するとともに、不測の事態が発生した場合に損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

③業務の適正を確保するための取組み

内部監査室は内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行い、その結果を被監査部門、関係部門、代表取締役及び監査役に報告しております。

④職務の執行の効率性の確保に関する取組み

取締役会は社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名も出席しております。取締役会は当事業年度中に12回開催し、各議案における審議、業務執行の状況について監督を行い、活発な議論及び意見交換がなされており、有効に機能しております。

⑤監査役の監査体制

当社の監査役会は当事業年度中に11回開催されております。また常勤監査役は取締役会、経営執行役会等の重要な会議に出席し、監査の実効性の確保に努めております。さらに会計監査人及び内部監査室とも適宜連携をとり、監査の実効性を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが建築資材メーカーとして業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である①高性能かつ安全な商品・工法を創造する最先端の技術開発力、②お客様の高度なニーズにも対応するコンサルティング営業力と一気通貫の責任施工体制、③高品質な商品を安定的に供給する全国的な製造販売体制を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かについて、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいて判断できるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要かつ十分な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株

主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（（３）に定義されます。）を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

（２）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、研究開発投資、人材育成投資を積極的に行い、当社の企業価値の源泉である技術開発力、コンサルティング営業力、製造販売力のより一層の強化を進めます。技術開発力の強化においては、顧客ニーズと品質管理に対応した商品開発を行っており、既存事業領域に留まらない新分野への技術開発に取り組むと同時に、環境保全に配慮した地球に優しく安全性の高い商品・工法の開発を推進し、豊かな国土開発に貢献できる企業を目指します。また、全国を網羅する製造販売拠点においては、新鋭設備の導入による効率化をすすめる、高品質な商品を低コストで供給するノウハウの洗練を図ると共に、ＩＴ技術を活用した生産管理システムの構築により迅速な供給体制を整備いたします。

このような企業活動により、これからも当社は、「開拓者精神」を持ったジオテクノロジーのトップブランドカンパニーとして様々なソリューションを通じて社会に貢献し、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために、社会の信頼を得られる企業であり続けることです。その強化の一環として、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2000年6月28日開催の当社取締役会において、業務執行責任の強化、明確化を図るため、執行役員制度を導入いたしました。2001年6月26日開催の定時株主総会において、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するために、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮しております。当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、経営の最高意思決定機関として重要事項を決定しております。また経営執行役会においても専門性に優れる執行役員が迅速に業務執行事項を決定しております。業務執行にあたり監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、取締役とは職責を異にする独立機関であることを認識し、十分な経営チェックを行える体制としております。

さらに、当社は、内部監査部門として内部監査室によるコンプライアンスやリスク管理の状況などの定期的な監査、会計監査人による当社の内部統制システムの適正性・有効性についての監査および子会社に対する適切な管理を行うなど、適切な企業統治体制を確立しております。

当社は、今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んで参ります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月11日開催の取締役会および2018年6月14日開催の当社第85回定時株主総会の各決議に基づき、2015年6月12日に更新した「当社株式の大量買付行為への対応策」(買収防衛策)の内容を一部改定した上で更新いたしました。(以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)に対し、(i)事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくように要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合(以下「大量買付行為」といいます。)を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当

該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した買付説明書を当社に提出していただきます。なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催することとします。

対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すこと

があるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示をします。

本プランの有効期間は、2018年6月14日開催の当社第85回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.m-sekisan.co.jp/ir/>）に掲載する2018年5月11日付プレスリリースをご覧ください。

（４）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

（１）に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、（２）に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、（３）に記載した本プランも、（３）に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その更新については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在
(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	58,025	流動負債	23,333
現金及び預金	31,699	支払手形及び買掛金	8,695
受取手形及び売掛金	20,341	電子記録債務	6,550
電子記録債権	2,253	短期借入金	36
商品及び製品	2,339	未払金	3,517
仕掛品	36	未払費用	1,343
原材料及び貯蔵品	832	未払消費税等	495
前払費用	37	未払法人税等	1,504
短期貸付金	1	工事損失引当金	73
未収入金	25	保証工事引当金	26
その他の流動資産	460	建物解体費用引当金	100
貸倒引当金	△1	その他の流動負債	989
固定資産	33,718	固定負債	6,881
有形固定資産	15,946	長期借入金	242
建物及び構築物	4,119	長期預り保証金	244
機械装置及び運搬具	3,024	リース債務	593
工具器具備品	1,180	繰延税金負債	4,061
土地	7,360	役員退職慰労引当金	553
建設仮勘定	18	退職給付に係る負債	981
その他の有形固定資産	242	保証工事引当金	128
無形固定資産	945	その他の固定負債	76
ソフトウェア	822	負債合計	30,214
その他の無形固定資産	122	純資産の部	
投資その他の資産	16,825	株主資本	50,241
投資有価証券	15,428	資本金	2,146
長期貸付金	12	資本剰余金	1,847
差入保証金	275	利益剰余金	51,371
長期前払費用	72	自己株式	△5,122
繰延税金資産	548	その他の包括利益累計額	9,427
その他の投資等	501	その他有価証券評価差額金	9,427
貸倒引当金	△13	非支配株主持分	1,859
		純資産合計	61,529
資産合計	91,743	負債純資産合計	91,743

連結損益計算書

自2019年4月1日 至2020年3月31日
(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		75,094
売上原価		61,086
売上総利益		14,008
販売費及び一般管理費		5,504
営業利益		8,503
営業外収益		
受取利息及び配当金	275	
その他の営業外収益	147	423
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	51	
その他の営業外費用	59	113
経常利益		8,813
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	9	12
特別損失		
固定資産除売却損	6	
減損損失	251	
建物解体費用引当金繰入額	100	
損害賠償金	41	
その他の特別損失	8	407
税金等調整前当期純利益		8,419
法人税、住民税及び事業税	2,858	
法人税等調整額	△189	2,668
当期純利益		5,750
非支配株主に帰属する当期純利益		135
親会社株主に帰属する当期純利益		5,614

連結株主資本等変動計算書

自2019年4月1日 至2020年3月31日
(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,146	1,847	46,410	△3,479	46,924
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△645		△645
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,614		5,614
自己株式の取得				△1,643	△1,643
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減			△8		△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,960	△1,643	3,317
当 期 末 残 高	2,146	1,847	51,371	△5,122	50,241

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	10,025	10,025	1,990	58,940
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△645
親会社株主に帰属 する当期純利益				5,614
自己株式の取得				△1,643
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減				△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△597	△597	△130	△477
当 期 変 動 額 合 計	△597	△597	△130	2,588
当 期 末 残 高	9,427	9,427	1,859	61,529

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

滋賀三谷セキサン(株)、三谷エンジニアリング(株)、セキサンピーシー(株)、(株)福井リサイクルセンター、(株)浦和スプリングレーンズ、福井システムズ(株)、ゲイトウェイ・コンピュータ(株)及び(株)トスマク・アイであります。

連結子会社であった南越アスコン(株)は、同社の株式を売却したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

(株)ホンダベルノ 福井

GWC SINGAPORE PTE. LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

(株)ホンダベルノ 福井

GWC SINGAPORE PTE. LTD. 他1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称

福井ゼロックス(株) 他1社

関連会社としなかった理由

当社は議決権の20%以上を保有しておりますが、財政及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

また、原石山については生産高比例法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 4年～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……役員及び経営執行役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 工事損失引当金……………連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 保証工事引当金……………原材料採取地を原状復帰するために将来発生する費用について、連結会計年度末における費用見込額を計上しております。
- 建物解体費用引当金……建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 外貨建の資産の本邦通貨への換算の基準
外貨預金は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ④ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,838百万円
3. 有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額

建物	4百万円
機械及び装置	54百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数
普 通 株 式 24,986,599株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	384百万円	19.5円	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	260百万円	13.5円	2019年9月30日	2019年12月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	508百万円	26.5円	2020年3月31日	2020年6月19日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

現金及び預金に含まれている外貨預金は、為替変動リスクに晒されております。
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど5ヶ月以内の支払期日であります。
借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとに信用調査を行った上で与信枠の決定を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、安全性の高い上場株式が大半を占めておりますが、定期的に時価を把握しつつ、発行体（取引先企業）の財務状況等の把握にも努めております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	31,699	31,699	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,341	20,341	—
(3) 電子記録債権	2,253	2,253	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	14,994	14,994	—
資産計	69,288	69,288	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,695	8,695	—
(2) 電子記録債務	6,550	6,550	—
(3) 未払金	3,517	3,517	—
負債計	18,763	18,763	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、短期貸付金、長期貸付金、短期借入金、長期借入金、リース債務、その他については、重要性に乏しいと判断されるため注記を省略しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	434

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
2,502	5,008

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,109円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 289円15銭 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	5,614百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,614百万円
普通株式の期中平均株式数	19,418,337株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(単体)貸借対照表

2020年3月31日現在
(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	44,857	流動負債	24,467
現金及び預金	25,299	支払手形	4,587
受取手形	5,975	電子記録債権	2,358
電子記録債権	1,498	買掛金	6,801
売掛金	10,962	短期借入金	5,180
商品及び製品	206	未払金	3,397
仕掛品	1	未払費用	350
原材料及び貯蔵品	158	未払消費税等	273
前払費用	8	未払法人税等	1,002
短期貸付金	514	前受金	126
未収入金	15	預り金	32
その他の流動資産	215	設備関係支払手形	120
貸倒引当金	△0	工事損失引当金	73
固定資産	25,500	保証工事引当金	26
有形固定資産	7,150	建物解体費用引当金	100
建物	757	その他の流動負債	37
構築物	172	固定負債	4,086
機械及び装置	305	退職給付引当金	15
車両運搬具	34	役員退職慰労引当金	440
工具器具備品	533	長期預り保証金	206
土地	5,164	保証工事引当金	128
その他の有形固定資産	181	繰延税金負債	3,211
無形固定資産	350	その他の固定負債	84
ソフトウェア	230	負債合計	28,554
その他の無形固定資産	120	純資産の部	
投資その他の資産	17,999	株主資本	34,108
投資有価証券	478	資本金	2,146
関係会社株式	17,363	資本剰余金	1,844
出資金	15	その他資本剰余金	1,844
長期貸付金	12	利益剰余金	35,241
差入保証金	99	利益準備金	536
長期前払費用	26	その他利益剰余金	34,704
その他の投資等	15	研究開発積立金	1,640
貸倒引当金	△12	配当積立金	300
		別途積立金	23,060
		繰越利益剰余金	9,704
		自己株式	△5,122
		評価・換算差額等	7,694
		その他有価証券評価差額金	7,694
		純資産合計	41,803
資産合計	70,357	負債純資産合計	70,357

(単体) 損益計算書

自2019年4月1日 至2020年3月31日
(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,198
売上原価		43,752
売上総利益		9,446
販売費及び一般管理費		3,541
営業利益		5,904
営業外収益		
受取利息及び配当金	681	
その他の営業外収益	54	736
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	51	
その他の営業外費用	23	126
経常利益		6,514
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	4	6
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	251	
建物解体費用引当金繰入額	100	
その他の特別損失	2	354
税引前当期純利益		6,166
法人税、住民税及び事業税	1,898	
法人税等調整額	△158	1,739
当期純利益		4,426

(単体)株主資本等変動計算書

自2019年4月1日 至2020年3月31日
(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						研究開発積立金	配当積立金
当 期 首 残 高	2,146	—	1,844	1,844	536	1,640	300
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,146	—	1,844	1,844	536	1,640	300

項目	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	21,860	7,123	31,459	△3,479	31,970	8,175	8,175	40,146
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立	1,200	△1,200	—		—			—
剰余金の配当		△645	△645		△645			△645
当 期 純 利 益		4,426	4,426		4,426			4,426
自己株式の取得				△1,643	△1,643			△1,643
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—	△480	△480	△480
当期変動額合計	1,200	2,581	3,781	△1,643	2,138	△480	△480	1,657
当 期 末 残 高	23,060	9,704	35,241	△5,122	34,108	7,694	7,694	41,803

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日については定額法）

また、原石山については生産高比例法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 4年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………確定拠出年金又は前払退職金制度の選択制度、並びに旧制度における従業員の既得権を補償するため、57歳以上で退職する場合は一定額を支給する退職一時金制度も設けております。当該一時金制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員及び経営執行役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 工事損失引当金……………事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 保証工事引当金……………原材料採取地を原状復帰するために将来発生する費用について、事業年度末における費用見込額を計上しております。
- 建物解体費用引当金……………建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産の本邦通貨への換算の基準

外貨預金は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,809百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額	
建物	1百万円
機械及び装置	51百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,574百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,314百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,115百万円
仕入高	20,772百万円
営業取引以外の取引による取引高	707百万円

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 24,986,599株

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	384百万円	19.5円	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	260百万円	13.5円	2019年9月30日	2019年12月9日

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	508百万円	26.5円	2020年3月31日	2020年6月19日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	4百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	54百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	134百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4百万円
減損損失	275百万円
未払事業税	54百万円
その他	90百万円
繰延税金資産小計	618百万円
評価性引当金	△342百万円
繰延税金負債との相殺	△276百万円
繰延税金資産合計	一百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	3,376百万円
その他	110百万円
繰延税金負債小計	3,487百万円
繰延税金資産との相殺	△276百万円
繰延税金負債合計	3,211百万円
繰延税金資産（負債△）の純額	△3,211百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	三谷商事(株)	総合商社	(所有)	製品の販売及び原材料等の一部購入	製品等の販売	1,092	受取手形	378
			直接 8.9				売掛金	103
			間接 2.2	役員の兼任有り	セメント等の購入	3,272	支払手形	798
			(被所有)				買掛金	5
			直接 9.5				未払金	280
			間接 7.5					

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	滋賀三谷セキサン(株)	コンクリートパイ ル・ポー ル製造	(所有) 直接55.0	資材等の販売、製 品の購入 役員の兼任有り	資材等の販売 製品等の購入	1,263 3,793	売掛金 買掛金 未払金	212 486 38
	三谷エンジニアリング(株)	コンクリートパイ ル・ポー ル製造、各種土木 建築工事	(所有) 直接100.0	資材等の販売、製 品の購入、資金の 借入 役員の兼任有り	資材等の販売 賃貸資産収入 製品等の購入 利息の支払	2,268 222 6,174 11	受取手形 売掛金 買掛金 未払金 短期借入金	— 117 3,137 313 1,150
	マックスコンクリート(株)	コンクリートパイ ル製造	(所有) 直接100.0	資材等の販売、製 品の購入、資金の 借入 役員の兼任有り	資材等の販売 賃貸資産収入 製品等の購入 利息の支払	443 69 1,995 1	売掛金 買掛金 未払金 短期借入金	55 702 88 120
	セキサンピーシー(株)	環境製品 の製造・ 販売	(所有) 直接84.9	資材等の販売、製 品の購入、資金の 借入 役員の兼任有り	資材等の販売 賃貸資産収入 製品等の購入 利息の支払	76 6 0 10	受取手形 売掛金 買掛金 短期借入金	— 5 — 1,000
	(株)福井リサイクルセンター	再生路盤 材・再生 骨材・廃 材販売事 業	(所有) 直接65.0	製品等の購入 役員の兼任有り	製品等の購入 利息の支払	95 4	買掛金 短期借入金	0 480
	(株)浦和スプリングレーンズ	ボウリン グ場、ホ テル等の 経営	(所有) 直接100.0	土地建物等の賃貸 役員の兼任有り	賃貸資産収入 利息の支払	176 7	売掛金 短期借入金	— 820
	(株)トスマク・アイ	廃棄物収 集等の環 境衛生事 業	(所有) 直接100.0	製品の購入、資金 の借入 役員の兼任有り	製品等の購入 利息の支払	4 8	買掛金 未払金 短期借入金	0 — 1,000

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・資材等の販売及び土地建物等の賃貸については、当該資材等の市場価格を検討の上、価格交渉して決定しております。
- ・製品等の購入については、提示された価格並びに当該製品の市場価格を検討の上、価格交渉して決定しております。
- ・借入利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 2,178円42銭

2. 1 株当たり当期純利益 227円97銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	4,426百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	4,426百万円
普通株式の期中平均株式数	19,418,337株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書(連結)

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

三谷セキサン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 鉄也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三谷セキサン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷セキサン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書(単体)

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

三谷セキサン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三谷セキサン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(連結・単体)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要担当者意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

三谷セキサン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 石田 幸 康 ㊞

監 査 役 田 中 和 夫 ㊞

社 外 監 査 役 杉 原 英 樹 ㊞

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金26円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は508,530,628円となります。
これにより、中間配当（1株につき金13円50銭）を含めた当期の年間配当金は前事業年度より10円増配し、40円となり、年間配当総額は769,132,495円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月19日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、今後の事業展開等を勘案いたしまして、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の財務内容と当面の経営計画を踏まえ、資本政策上の新株発行等を必要としないため、発行可能株式総数を減少させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(会社の発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000万株</u> とする。	(会社の発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3,000万株</u> とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

当社の取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	み たに しん じ 三 谷 進 治 (1970. 12. 7 生)	1997年 6 月 当社取締役 1998年 6 月 当社取締役財務部長 1999年12月 当社専務取締役 2001年12月 当社代表取締役社長（現在）	189, 800株
	取締役候補者 とした理由	三谷進治氏は、2001年より当社の代表取締役社長を務めており、豊富な実績と幅広い見識を有し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。	
2	た なか まさ ふみ 田 中 昌 郁 (1960. 2. 13 生)	1982年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社大阪支店長 2009年 1 月 当社経営執行役大阪支店長兼四国支店長 2011年 6 月 当社経営執行役東京支店長 2013年11月 当社常務経営執行役 パイル・ポール事業本部、技術本部担当 2014年 6 月 当社常務取締役 パイル・ポール事業本部、技術本部担当 2018年 6 月 当社専務取締役 パイル・ポール事業本部、技術本部担当（現在）	3, 000株
	取締役候補者 とした理由	田中昌郁氏は、2013年より当社グループの中核となるパイル・ポール事業部門を管掌し、リードしてきた実績を有しますので、同氏を取締役候補者としました。	
3	み たに あきら 三 谷 聡 (1962. 8. 28 生)	1985年 2 月 当社取締役 1994年 6 月 当社取締役副社長 1994年12月 当社代表取締役社長 1998年 6 月 三谷商事(株)代表取締役社長（現在） 1998年 6 月 当社取締役相談役（現在） 重要な兼職の状況 三谷商事(株) 代表取締役社長	196, 900株
	取締役候補者 とした理由	三谷聡氏は、1985年より当社の取締役を務めており、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	わた なべ たか つぐ 渡 辺 崇 嗣 (1975. 8. 13生)	2000年 5 月 (株)駒屋代表取締役社長 (現在) 2003年 6 月 当社監査役 2006年 6 月 当社取締役 (現在) 重要な兼職の状況 (株)駒屋 代表取締役社長	10,000株
	取締役候補者 とした理由	渡辺崇嗣氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。	
5	やま ぐち こう じ 山 口 浩 二 (1961. 1. 22生)	1999年 8 月 (株)山口伊三郎家具代表取締役社長 (現在) 2006年 6 月 当社取締役 (現在) 重要な兼職の状況 (株)山口伊三郎家具 代表取締役社長	0株
	社外取締役候 補者とした 理由	山口浩二氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの経営体制がさらに強化できると判断し、同氏を社外取締役候補者としました。	
6	あ べ とおる 阿 部 亨 (1966. 2. 16生)	2002年 1 月 当社入社 総務部長 2009年 6 月 当社経営執行役総務部長 2011年 6 月 当社経営執行役管理本部長 2012年 6 月 当社取締役 管理本部担当 2013年11月 当社取締役 パイル・ポール事業本 部北陸支社担当 2015年 6 月 当社取締役 管理本部、砂利事業本 部、水工資材事業本部担当 (現在)	4,100株
	取締役候補者 とした理由	阿部亨氏は、2012年より取締役を務めており、主に管理部門を管掌し、当社グループの経営をリードしてきた実績を有しますので、同氏を取締役候補者としました。	

- (注) 1. 当社は、三谷商事(株)と取引関係にあります。
2. 山口浩二氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって14年となります。
3. 山口浩二氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、三谷聡氏、渡辺崇嗣氏及び山口浩二氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

JR福井駅西口「ハピリン」内 3階 ハピリンホール
〒910-8571 福井市中央1丁目2番1号 TEL.(0776)20-2901(代)

【交通のご案内】

- JR福井駅(西口)より徒歩で 約1分
- 福井インターより車で 約15分
- 小松空港よりバスで 約60分

【最寄駐車場のご案内】

- ① ハピリン地下駐車場B1F:入口はハピリン南側です。
- ② 福井駅西口地下駐車場:入口は放送会館前です。
- ③ パーク23:入口は福井中央郵便局前です。



三谷セキサン株式会社

<http://www.m-sekisan.co.jp/>